平成２７年（フ）第５９０号
静岡市清水区高橋南町10番８号　メイプル１102号
債務者　深澤　知巳
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月３日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９２５号
東京都府中市北山町２丁目28番地の49座間ハイツ202
債務者　森本　浩直
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月３日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第５８７号
静岡県藤枝市志太２丁目６番10号　コンフォールＮＩＳＨＩＭＵＲＡ107号
債務者　萩原　忠広
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月５日午前10時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５８８号
静岡県藤枝市志太２丁目６番10号　コンフォールＮＩＳＨＩＭＵＲＡ107号
債務者　萩原　若子
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月５日午前10時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５６５号
静岡市駿河区小鹿２丁目28番39号　県営富士白104号、旧住所東京都足立区千住寿町31番19号　セントラーレ北千住202号
債務者　南條　翔平
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月12日午前10時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１２５号
沖縄県沖縄市山内２丁目21番14号　比嘉アパート103号
債務者　石原　昌克
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第１９７１号
横浜市戸塚区吉田町990－２　レオパレス戸塚吉田町102、住民票上の住所長野市松代町清野17番地１
債務者　清水　智也（旧姓古川）
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月17日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第４０号
千葉県茂原市高師364番地６
破産者　梅木　大輔
1　決定年月日　平成27年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２７年（フ）第４４号
千葉県いすみ市深堀722番地１
破産者　株式会社ＬＵＭＢＥＲ　ＷＡＶＥ　ＪＡＰＡＮ
1　決定年月日　平成27年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２７年（フ）第４５号
千葉県いすみ市深堀722番地１
破産者　砺波　　勲
1　決定年月日　平成27年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２７年（フ）第４６号
千葉県いすみ市深堀722番地１
破産者　砺波　　愛
1　決定年月日　平成27年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２７年（フ）第１３５２号
札幌市西区山の手３条５丁目２番16号
破産者　みらい食研株式会社
1　決定年月日　平成27年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７０号
山形市蔵王温泉35番地
破産者　有限会社龍甘堂商店
1　決定年月日　平成27年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５８号
栃木県大田原市黒羽向町1028番地
破産者　益子運輸有限会社
1　決定年月日　平成27年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２７年（フ）第３３号
栃木県那須郡那須町大字高久乙3566番地７
破産者　益子　　豊
1　決定年月日　平成27年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２７年（フ）第３５号
栃木県矢板市扇町１丁目15番32号
破産者　鈴木　教史
1　決定年月日　平成27年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２７年（フ）第１０４号
千葉県東金市上谷3402番地１
破産者　遠藤　成人
1　決定年月日　平成27年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第２１９３号
愛知県半田市大湯町５丁目86番地
破産者　株式会社久松
1　決定年月日　平成27年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部